

池田町福祉計画（令和6～8年度） 令和7年度計画評価

・ここでは評価項目を定めている、
いのち支える推進計画 / 成年後見制度利用促進計画 / 高齢者福祉計画 / 障害者計画
4計画の評価を行いました

・評価方法は上記4計画共通のものとし、次の通りとします。
・評価は下表のとおりA～Dの4段階で行い、数値目標が掲げられている施策や事業等は定量的に評価し、それ以外の項目については定性的な評価とします。なお、定性的な評価にあたっては極力関連指標の数値から判断するようにします。

	定量評価	定性評価
A	100%以上	目標を超過している
B	80%以上 100%未満	目標を達成している
C	50%以上 80%未満	目標をほぼ達成している
D	50%未満	目標を達成していない

・理由欄には 評価の根拠（理由）となる事業実施日や参加者数などを記入しました。

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当	参考：R6評価
施策１ 自殺の心配に気づける環境づくり	1-1-1	心の健康状態を意識し、他者の自殺のリスクに気づける環境がある	ゲートキーパー研修の実施	保健所と連携して、主担当係以外の町職員、ケアマネージャーや相談支援専門員、民生委員等、支援に関わる人を対象としたゲートキーパー研修を実施する。 (1回/年)	D	今回のゲートキーパー研修対象を民生委員とし、民生委員改選後の12月以降に研修を行う予定であったが、新しい民生委員の状況等から研修を行うのは尚早であると判断したため。	多世代相談センター	B
	1-1-1	心の健康状態を意識し、他者の自殺のリスクに気づける環境がある	情報の周知、提供	ポスターの掲示等、国や県からの依頼に対応するとともに、必要に応じて防災無線等で情報の周知や提供を行う。 (随時)	B	やすらぎの郷でポスターの掲示を行った。	多世代相談センター	B
	1-1-1	心の健康状態を意識し、他者の自殺のリスクに気づける環境がある	情報の周知、提供	認知症サポーター養成講座等の機会を利用し、チラシの配布等を行う。 (1回/年)	B	やすらぎの郷でポスターの掲示を行った。	多世代相談センター	B
	1-1-1	心の健康状態を意識し、自分自身の自殺のリスクに気付ける環境がある	情報の周知、提供	ポスターの掲示等、国や県からの依頼に対応するとともに、必要に応じて防災無線等で情報の周知や提供を行う。 (随時)	B	やすらぎの郷でポスターの掲示を行った。	多世代相談センター	B
施策２ 自殺の心配を相談できる環境づくり	2-1-1	心の健康状態を意識し、自分自身や他者の自殺リスクについて相談できる環境がある	対応の主体となる部署の確立	多世代相談センターが主体となって、対応する。 (随時)	B	福祉的相談支援では、目指す姿に関する部分を意識して行った。	多世代相談センター	B
	2-1-1	心の健康状態を意識し、自分自身や他者の自殺リスクについて相談できる環境がある	対応の主体となる部署の確立	ポスターの掲示等の依頼が国や県からあった際に併せ、ホームページや防災無線等を利用し、役場職員や住民に対して、様々な相談先等を周知する。 (2回/年)	B	やすらぎの郷でポスターの掲示を行った。	多世代相談センター	B

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当	参考：R6評価
施策1 権利擁護支援の 地域連携ネット ワークづくり	1-1-1	権利擁護支援地域連携ネットワークを強化する	圏域協議会の全体会及び部会に参加し、権利擁護支援に関する共通理解を促進するとともに、圏域全体の課題について協議します。 また、圏域協議会の構成団体に新たに当事者団体や専門職団体等を加え、連携体制を拡充します。	圏域協議会全体会の開催・参加 (1回以上/年)	B	5月に圏域協議会の全体委員会を開催し、成年後見制度の現状を共有するとともに協議会の事業報告及び事業計画について協議した。	多世代相談センター 地域包括支援センター	B
	1-1-2	権利擁護支援地域連携ネットワークを強化する	圏域協議会の全体会及び部会に参加し、権利擁護支援に関する共通理解を促進するとともに、圏域全体の課題について協議します。 また、圏域協議会の構成団体に新たに当事者団体や専門職団体等を加え、連携体制を拡充します。	圏域協議会部会の開催・参加 (1回以上/年)	B	6・7月に総務部会を開催し、市町村長申立ての対象や報酬助成要綱の改正に向けて協議した。	多世代相談センター 地域包括支援センター	C

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当	参考：R6評価
施策 1 権利擁護支援の 地域連携ネット ワークづくり	1-1-3	権利擁護支援地域連携ネットワークを強化する	圏域協議会の全体会及び部会に参加し、権利擁護支援に関する共通理解を促進するとともに、圏域全体の課題について協議します。 また、圏域協議会の構成団体に新たに当事者団体や専門職団体等を加え、連携体制を拡充します。	圏域協議会の構成団体数 (32団体)	A	・令和6年度達成済 ・32団体	多世代相談センター 地域包括支援センター	A
	1-1-4	日常生活圏域の権利擁護支援体制がある	虐待や消費者被害等の権利侵害、支援者の介入拒否（セルフネグレクト）、万引きや交通違反、徘徊など、自ら声を上げて助けを求めることができない人を早期に発見し、適切な支援につなげるため、より身近な地域内における支援体制を構築します。	池田町地域ケア会議での検討 (1回以上/年) 個別ケースには随時対応していきます。	B	R7.6.11 ケアマネ懇談会にて高齢者夫婦のDVケースを扱った。 高齢者虐待にあらずとも権利侵害の状況にある方への支援について検討した。	多世代相談センター 地域包括支援センター	D

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当	参考：R6評価
施策2 成年後見制度の普及啓発	2-1-1	成年後見制度に関する広報活動を強化する	パンフレット、広報紙、ホームページ等で一次・二次相談窓口を明示するとともに、市民向けの講演会、関係者向けの研修会等の開催を通して、成年後見制度（法定後見制度・任意後見制度）の普及を図ります。	講演会・研修会の開催・参加 (3回以上/年)	A	11月に一般住民向けの普及啓発講演会を開催し、8月と2月に関係者向けの実務者基礎研修と実践力強化研修を開催した。	多世代相談センター 地域包括支援センター	B
	2-1-2	権利擁護支援に関する対応力が向上する	一次相談窓口担当者（中核機関職員）の研修を行うとともに、定例の無料相談会を活用し、相談窓口の対応力向上を図ります。	一次相談窓口担当者への研修実施・受講 (1回/年)	B	6月に中核機関職員研修を開催した。	多世代相談センター 地域包括支援センター	B
	2-1-3	権利擁護支援に関する対応力が向上する	一次相談窓口担当者（中核機関職員）の研修を行うとともに、定例の無料相談会を活用し、相談窓口の対応力向上を図ります。	無料相談会の実施・活用 (12回/年)	B	計画通り12回実施できた	多世代相談センター 地域包括支援センター	A

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当	参考：R6評価
施策3 成年後見制度の 利用促進	3-1-1	権利擁護支援チームでの支援ができる	一次相談窓口への巡回相談や事例検討会を通して、親族や福祉・医療・地域の関係者が協力して後見人等と共に日常的に本人を見守りながら、本人の意思を最大限に尊重した対応を行う体制をつくります。	一次相談窓口への巡回相談・活用 (8回以上/年)	B	圏域内7か所の地域包括支援センターと大北圏域障がい者総合支援センターへの巡回相談を計画したが、一部計画どおりに実施できなかった機関があり、年度末までに再調整する予定である。	多世代相談センター 地域包括支援センター	C
	3-1-2	権利擁護支援チームでの支援ができる	一次相談窓口への巡回相談や事例検討会を通して、親族や福祉・医療・地域の関係者が協力して後見人等と共に日常的に本人を見守りながら、本人の意思を最大限に尊重した対応を行う体制をつくります。	事例検討会の実施・参加 (1回/年)	B	2月25日実施した		B
	3-1-3①	適切な町長申立てができる	意思決定に支援が必要な人の状況に応じ、成年後見制度の必要性を早期に見極め、本人・親族申立ての手続支援を行うとともに、必要に応じて町長申立てを行います。	町長申立てを視野にいれたケース検討 (ケース発生時随時)	A	成年後見申立に関する相談は14ケースあった(R8.2現在) 全てのケースで町長申立てを視野に検討を行った結果、そのうちの2件で首長申立を実施した。	多世代相談センター・地域包括支援センター	B
	3-1-3②		適切な後見人等候補者を推薦するための受任調整会議について検討し、段階的に整備していきます。					

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当	参考：R6評価
施策 3 成年後見制度の 利用促進	3-1-4	後見人が相談できる場がある	成年後見制度の利用開始後において、後見人等が気軽に相談できる窓口を設置するとともに、家庭裁判所や専門職団体等との連携を図りながら、後見業務の適正化を図ります。	後見人等受任者からの相談件数 (令和6年度 窓口設置準備) (令和7年度 3件/年) (令和8年度 5件/年)	C	後見人等受任者からの相談は令和7年度2件であった窓口を設置したことを後見人等受任者にどのように周知していくかが課題である	多世代相談センター 地域包括支援センター	D
	3-1-5	成年後見制度への助成制度を拡充し、活用促進をはかる	低所得者に対して、成年後見制度の申立費用や報酬を助成する「成年後見制度利用支援事業」について、町長申立て以外の本人や親族による申立ての場合も利用できるよう見直すとともに、活用を促進します。	成年後見制度利用支援事業を見直す	D	令和7年度中の総務部会で協議中であるが、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合にどの市町村が助成するかについて調整が必要であり、未だ助成要綱の改正に至っていない	多世代相談センター 地域包括支援センター	C
	3-1-6	権利擁護支援の担い手の選択肢が増える	将来的な成年後見制度の利用増に対応するため、北アルプス成年後見支援センターにおいて、法人後見支援員を養成します。 また、県や北アルプス広域連合、家庭裁判所や専門職団体等と連携し、市民後見人の養成について検討します	法人後見支援員養成人数 令和6年度 1人/年 令和7年度 1人/年 令和8年度 2人/年	D	県社協において、市民後見人養成研修用の講義動画制作が進められているが、その運用や利活用についての調整が必要であり、未だ法人後見支援員の養成には至っていない	多世代相談センター 地域包括支援センター	D

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当	参考：R6評価
施策１－１ 健康寿命の延伸	１－１	「健康いけだ２１」、「データヘルス計画」による						
施策１－２ 生きがいづくり・社会参加の促進	１－２－１	社会参加の場がある	みのりの塾開催	(12回/年)	C	年間計画に基づき実施できた。 参加者数 第１回20名、第２回24名、第３回6名、第４回28名、第5回91名、第6回20名、第7回41名、第8回41名	生涯学習係	C
	１－２－２	社会参加の場がある	一般介護予防事業 介護予防教室の実施	(5回(月～金)/週)	A	継続してすべての回、実施できている。	健康増進係	A
	１－２－３	社会参加の場を継続できる	地域でのゴム体操が継続にむけた、地域包括支援センター理学療法士の協力	地域包括支援センター理学療法士の各種教室への参加希望への対応(100%)	B	希望に応じて参加協力できている。１地区で新規の集まりがたちあがり、他も維持できている。	地域包括支援センター	B
	１－２－４	社会参加の場を継続できる	老人クラブの活動継続	老連及び加盟老人クラブへの補助金交付	A	予算を確保し、交付を実施できた。連合会組織は解散の見込だが、単位クラブは地域の仲間づくりにおいて大切な集まりの場であるので、引き続き支援していきたい。	福祉係	B

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当	参考：R6評価
施策１－２ 生きがいづくり・社会参加の促進	１－２－５	多様な社会参加の場がわかりやすく伝わる	「池田町支え合い・助け合い活動ガイドブック」（生活支援体制整備事業）の更新（1回/年）	「池田町支え合い・助け合い活動ガイドブック」（生活支援体制整備事業）の更新（1回/年）	B	令和７年３月更新予定	地域包括支援センター（委託先：社会福祉協議会）	B
施策２－１ 高齢者の日常生活を」支援する体制整備	２－１－１	地域の人が協議する場がある	住み慣れた地域で暮らし続けるために必要な仕組みについての検討	「支え合い・助け合いを広げる協議体」会議等の開催（年3回）	A	４月18日、６月６日、９月３日、２月９日 計４回実施した	地域包括支援センター（委託先：社会福祉協議会）	A
	２－１－２	人材養成と活動できる環境がある	支え合い・助け合いに参加する人が増える	「介護予防・日常生活支援サービス人材養成講座」新規受講者（15人/3年）	A	令和6年度人材養成講座受講者9名 令和7年度人材養成講座受講者7名 計16名	地域包括支援センター（委託先：社会福祉協議会）	C
	２－１－３	人材養成と活動できる環境がある	支え合い・助け合いに参加する人が増える	「介護予防・日常生活支援サービス人材養成講座」修了後の活動参加率（80％）	A	令和７年度受講者7名のうち全員が支え合い助け合いの活動に参加している。100％	地域包括支援センター（委託先：社会福祉協議会）	B
	２－１－４	場や人材を見える化する	地域に潜在する人材や場が、わかりやすく伝わる	「池田町支え合い・助け合い活動ガイドブック」の更新（1回/年）	B	令和７年３月更新予定	地域包括支援センター（委託先：社会福祉協議会）	B
	２－１－５	事業の質が向上する（総合事業B型・D型）	既存の総合事業（B（通所・訪問）・D型）利用者等を対象にした事業評価	PDCA（1回/年）	B	令和8年2月24日 評価会議実施 本年度の振り返りや次年度の取組の検討を行った	地域包括支援センター（委託先：社会福祉協議会）	B

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当	参考：R6評価
施策２－１ 高齢者の日常生活を」支援する 体制整備	２－１－６	事業の質が向上する (総合事業B型・D型)	総合事業 B型(通所) 事業の選択肢が増える	新規事業の開拓 (3カ所/3年)	A	R6 カフェおいで(総合事業B・通所) R6 総合事業補助金は利用していないが、ジョイフル(堀之内) R7 はたらく会	地域包括支援センター (委託先：社会福祉協議会)	C
	２－１－７	公共交通機関が使える人への移動を支える	1人での外出に不安を抱える人への移動支援	事業の対象になる人で、総合事業(D型)の利用希望者への対応(100%)	B	断ることなく対応できている	地域包括支援センター (委託先：社会福祉協議会)	B
	２－１－８	公共交通機関が使える人への移動を支える	介護が必要な人への移動支援	福祉輸送サービスを実施し、依頼に対しての対応(100%)	B	概ね依頼に応じることができたが、人材不足により実施主体である社協において安定した運行の確保が困難となっている。 利用者の8割は非課税世帯、さらに主な利用が通院であることから、安価で確実な利用体制が必要。 今後人材確保のため社協へのさらなる支援を行う予定。	福祉係	B

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当	参考：R6評価
施策2-2 認知症施策の充 実	2-2-1	認知症になっても地域で暮らし続けられる地域がある	地域の様々な人への認知症の正しい理解を促す	認知症を考える講演会の開催 (1回/年)	A	北アルプスあづみ病院認知症疾患医療センターと共催にて実施 3月7日 認知症を学ぶ講演会あづみ病院荻原医師をまねいての講演会実施 10月9日 「睡眠と認知症」(みのり塾)	地域包括支援センター	A
	2-2-2	認知症になっても地域で暮らし続けられる地域がある	認知症の人の応援者である「認知症サポーター」の養成	サポーター養成講座を行うキャラバン・メイトの養成講座の実施 (1回/3年)	A	R7.10 大北5市町村共催にて開催した。 受講者 9名	地域包括支援センター	D
	2-2-3	必要な人に必要な情報が届く	地域に潜在する、認知症を支援する人材や場が、わかりやすく伝わる	認知症ケアパスの更新 (1回/3年)	A	令和6年度実施済	地域包括支援センター	A
	2-2-4	介護者を支える	認知症介護者への施策検討にむけたニーズ把握	ニーズ把握調査の実施 (1回/3年)	A	ケアマネを対象に介護者家族についてアンケートを実施した 家族ニーズ 介護者同士で話をする場 12.5%。ニーズが少ない理由として、就労する介護者の増加により時間が取れない、SNSの充実、支援者から必要な情報を聞いたり、話を聞いてもらったりできているなどがある。	地域包括支援センター	C

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当	参考：R6評価
施策２－２ 認知症施策の充 実	２－２－５	認知症を予防する	認知症予防の意識づけ・ 啓発	地域の集いの場等での啓 発事業 (5回/年)	A	地区公民館等での認知症サ ポートブックを用いた講習会 4月15日（相道寺）、4月15日 （民生児童委員協議会）、4月 17日（正科）、4月27日（坂 下）、6月24日（洪南） この他にも、保健師による地 区公民館での講習会多数開催	地域包括支援センター	A
施策２－３ 地域包括支援セ ンターの運営強 化	２－３－１	計画的に施策を展開する	計画的な 事業推進	「地域包括支援センター 事業計画」PDCA (1回/年)	B	実施している	地域包括支援センター	B
	２－３－１	計画的に施策を展開する	計画的な 事業推進	あづみ病院、社会福祉協 議会等へ委託・負担して いる各事業につきPDCA (1回/年)	B	2月24日生活支援体制整備事 業、2月26日総合事業通所型C 型サービス（あすらく）など の評価会議を実施した	地域包括支援センター	C
	２－３－２	認知症施策を推進するた めの人材を配置する	人材配置	認知症地域支援推進員を 配置する	B	配置している	地域包括支援センター	A
	２－３－３	生活支援体制整備施策推 進のための人材を配置す る	人材配置	生活支援コーディネー ター（地域支え合い推進 員）を配置する	B	配置している	地域包括支援センター	A
	２－３－４	地域の介護サービスの質 向上のため、本人や家族 が気軽に意見を言える環 境を整備する	苦情対応	広報誌・ホームページへ の苦情窓口の掲載 (1回/年)	B	ホームページ掲載済	地域包括支援センター	A

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当	参考：R6評価
施策2-3 地域包括支援センターの運営強化	2-3-5	他方面の情報を収集、広報する	必要な人に、必要な時に、必要な情報が届く	地域包括支援センターの周知、虐待、認知症、成年後見制度について町広報誌への掲載 (各1回/年)	B	既定項目について、広報誌への掲載を行った	地域包括支援センター	B
	2-3-6	個別の支援を通じて、関係機関との連携・ネットワークの強化、地域ケア力の向上を図る	個別ケア推進	地域ケア個別会議や専門職との学習会 (10回/年) 者のための会	A	・ケアマネ懇談会 6回 4月16日、6月11日、8月21日、10月16日、12月11日、2月18日 ・地域ケア会議 4回 9月10日(多職種連携)、11月28日(身寄り問題)、2月3日(災害)、2月12日(パーキンソン病) 計 10回	地域包括支援センター	B
	2-3-7	個別課題の解決から地域の課題を抽出する 地域課題を検討したり、学びを深めることで、地域包括ケアシステムの深化につなげていく	地域ケア推進	地域課題の整理 (1回/年)	A	地域全体の福祉課題として「福祉人材の不足」をあげ、部会を立ち上げ解決に向けた具体的な取り組みに着手している。	地域包括支援センター	C
施策3-1 権利擁護	「成年後見制度利用促進計画」による							

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当	参考：R6評価
施策３－２ 高齢者虐待の防止と対策	３－２－１	早期発見できる	虐待防止（不適切ケアの防止）や早期発見の理解を深める	住民、関係者を対象とした研修会や事例検討等を行う （1回/年）	D	高齢者虐待をテーマとした住民対象の研修会・事例検討は実施できていない。	地域包括支援センター	C
	３－２－２	支援者が適切な対応をとれる	関係者がチームで支援できる				地域包括支援センター	
	３－２－３	支援者が適切な対応をとれる		高齢者障害者虐待防止・対応マニュアルや各種ガイドラインの確認を行う （1回/年）	A	虐待案件が発生するたびにガイドラインやマニュアルの確認を行っている。	地域包括支援センター	A
施策３－３ 日常生活の緊急対応	３－３－１	備えることができる	緊急時に備える仕組みがある	ニーズに対して緊急情報カプセルの配布 （100%）	A	実施できている。 配布者数：15名（R7.2現在）	地域包括支援センター	A
	３－３－２	発信できる	緊急時にSOSを出せる仕組みがある	ニーズに対して緊急通報システム事業の実施 （100%）	A	実施できている。 契約者数：11名（R7.2現在）	地域包括支援センター	A
	３－３－３	変化に気づけるつながりがある	緊急時に早期に気づける仕組みがある	見守りを希望する人に対し見守りネットワークを構築する （100%）	B	地域での見守りを希望するケース2件は、見守りや情報連携の仕組みを地域の人と一緒に作るよう取り組んだ。	地域包括支援センター	C

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当	参考：R6評価
施策３－４ 自然災害や感染症の対策支援	３－４－１	福祉避難所運営がスムーズにできる	福祉避難所の訓練の実施	(1回/年)	B	例年町の総合防災訓練に併せ実施。今年度は町訓練が中止となり、こちらも中止となったが、別日に初動段階において何をすべきかを重点に、現場・アニュアルを確認した。併せてレイアウトのひな形を加える等マニュアルも見直した。	福祉係	B
	３－４－２	避難行動要支援者を把握する	避難行動要支援者名簿を毎月更新する	(月１回(年12回))	B	毎月更新し、危機管理対策室と共有した。	地域包括支援センター	A
	３－４－３	避難行動要支援者を把握する 支援が必要な人が避難できる	情報共有同意書の回収率をあげるため、対象者への勧奨を行う	(回収率 70%)	A	回収率：83.9% (R6 87%) 前年に引き続き、送付後返答がない方へは、訪問し意向確認を行った。その結果、回収率の向上が見られた。(個別対応前の回収率 68.1%)	地域包括支援センター	A
	３－４－４	避難行動要支援者を把握する 支援が必要な人が避難できる	個別避難計画の充実	自主防災会による個別避難計画にあたり、依頼等に応じた支援(随時)	B	本人と地域、福祉専門職とが共同で対応するケースをモデル的に２件取り組んだ。令和８年度はこのケースをもとに、自主防災会に対し、福祉行政が支援できる内容等を周知する。	地域包括支援センター	C

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当	参考：R6評価
施策 1-1 自己決定の尊重 と意思決定の支援	1-1-1	自己決定が困難な者でも、自己決定の権利を履行できる	成年後見制度の利用促進	池田町成年後見制度利用促進計画による。			多世代相談センター	
	1-1-2①	対象者の自己決定を尊重した相談支援を行う	相談支援体制の充実	定期的に広報誌、ホームページ等で相談窓口を周知する。 (3回/年)	C	ホームページ及び広報誌にて、新たな係である「ふくしの相談係」を掲示した。	多世代相談センター	C
	1-1-2②			適切な情報共有に基づいた支援方針等の検討の場を設定する。 (1回/月)	A	支援方針検討を原則週1回行い、特筆すべきケースの検討を行った。	多世代相談センター	A
	1-1-3	支援者の合議による意思決定体制を構築する	意思決定支援チームの有効	多職種連携による意思決定支援を行う。 (ケース発生時)	—	対象ケース発生なし	多世代相談センター	A
	1-1-4①	権利侵害行為の予防と発生時に解消に向けた迅速な対応が図られる	障がい者差別の解消に資する情報の周知、提供	ポスターの掲示等、国や県からの依頼に対応するとともに、必要に応じて防災無線等で情報の周知や提供を行う。 (随時)	B	やすらぎの郷でポスターの掲示を行った。	多世代相談センター	B
施策 1-1 自己決定の尊重	1-1-4②	権利侵害行為の予防と発生時に解消に向けた迅速	ケース発生時の迅速な対応	大北圏域の障がい者差別解消委員会を活用する。 (ケース発生時)	—	対象ケース発生なし	多世代相談センター	—

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当	参考：R6評価
と意思決定の支援	1-1-4③	正時に解消に向けた迅速な対応が図られる	虐待への対応	障がい者虐待防止センターとして、多世代相談センターが主体となって早期解決を図る。 (ケース発生時)	ー	対象ケース発生なし	多世代相談センター	B
施策1-2 障がい児の健やかな育成のための発達支援	「子ども子育て支援計画」による							
施策2-1 対象者の生活に即した、障害福祉サービスの実施	2-1-1①	ニーズに応じた適切な障害福祉サービスが提供できる	ニーズに応じた適切な障害福祉サービスが提供できる	相談支援専門員からの依頼に応じて、支援会議やモニタリング会議に出席する。 (ケース発生時)	B	原則として支援会議やモニタリング会議には担当職員が出席し、サービス内容の確認を行った。	多世代相談センター	B
施策2-1 対象者の生活に即した、障害福祉サービスの実施	2-1-1②	ニーズに応じた適切な障害福祉サービスが提供できる	ニーズに応じた適切な障害福祉サービスが提供できる	基幹相談センターや相談支援専門員との連携による、ニーズに応じた適切な障害福祉サービスの提供に努める。 (随時)	B	支援会議やモニタリング会議には担当職員が出席する中で、必要なニーズを把握し、ニーズをすべて満たせない場合も代替案を提示するなど、対応するサービスの提供が概ねできた。	多世代相談センター	A
	2-1-2	適切な情報が提供できる	「福祉のあらし」等による情報提供	「福祉のあらし」の情報更新を定期的に行う。(1回/年)	A	10月に情報更新を行った。	多世代相談センター	B

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当	参考：R6評価
施策 2-2 地域生活を支えるサービス提供体制の整備	2-1-1①	障害福祉サービスだけでなく多層的なサービス提供体制がある	必要なサービスの検討と実施体制の構築	多職種による連携を推進し、池田町社会福祉協議会等、関係機関との検討を行い具現化できるよう努める。（随時）	B	昨年度の実態把握の結果、人材不足が大きな問題であったため福祉サービス提供事業者の人材不足解消の対策を開始した。	多世代相談センター	C
	2-1-1②		サービス提供環境の維持					
	2-1-2	協議検討できる場がある	自立支援協議会の活性化	年度ごと、自立支援協議会理事会において協議会活動の質的評価を行う。（1回/年）	B	令和 8 年 3 月に行う理事会にて質的評価を行う。	多世代相談センター	B

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当	参考：R6評価
施策2-3 互いに支え合う 地域風土の醸成	2-3-1①	地域共生社会の実現に向けた足掛かりとして、住民の互助関係が誰に対しても構築できる	相談支援体制の充実	定期的に広報誌、ホームページ等で相談窓口を周知する。 (3回/年)	C	ホームページ及び広報誌にて、新たな係である「ふくしの相談係」を掲示した。	多世代相談センター	B
	2-3-1②			適切な情報共有に基づいた支援方針等の検討の場を設定する。(1回/月)	A	支援方針検討を原則週1回行い、特筆すべきケースの検討を行った。	多世代相談センター	A
	2-3-1③			必要に応じて、障がいのある方の相談だけでなく、地域住民を対象とした検討会等も当事者の同意をもとに行い、有効な互助関係の構築と維持を図る。 (随時)	B	対象となるケースが1件発生したため、評価項目にある検討会を2回行った。	多世代相談センター	—
	2-3-1④		活動を体験できる場の提供	社会福祉協議会等との連携により、支え合いを体験できる活動等を実施する。 (1回/年)	D	町民の互助意識の構築に向け社協と連携して活動したが、活動体験の場の提供には至っていない。	多世代相談センター	B
施策2-3	2-3-2	避難行動要支援者を把握する 支援が必要な人が避難できる	情報共有同意書の回収率をあげるため、対象者への勧奨を行う	回収率 70%	A	回収率：83.9% (R6 87%) 前年に引き続き、送付後返答がない方へは、訪問し意向確認を行った。その結果、回収率の向上が見られた。(個別対応前の回収率68.1%)	地域包括支援センター	A

		目指す姿	事業	評価項目	評価	理由	担当	参考：R6評価
互いに支え合う 地域風土の醸成	2－3－3	避難行動要支援者を把握 する 支援が必要な人が避難で きる	個別避難計画の充実	自主防災会による個別避難 計画作成にあたり、依頼等 に応じて支援を行う。 (随時)	B	本人と地域、福祉専門職と が共同で対応するケースを モデル的に2件取り組ん だ。令和8年度はこのケー スをもとに、自主防災会に 対し、福祉行政が支援でき る内容等を周知する。	地域包括支援センター	—